



## 「いざという時の減災知識・保存版」

望むには無理がある。

### 7. いざという時には「非情の覚悟」で！

大規模災害が起きた時「非情の覚悟」がなければ「自分の命は自分で守れない」ことを知っておく。岩手県の三陸では、「親は親、子は子」と割り切らなければ命は守れないことを幾たびかの津波から学び、教訓として語り継いでいる。

\*「つなみてんでんこ」の言い伝え：津波の時にはてんでんばらばらに、親子といえども頼りにせず、一目散に走って逃げよ、というもの。

### 8. 正確な情報を得るために

災害時には地域の「緊急防災行政無線」やテレビ放送などで情報が流されますが、大地震などの大混乱の状況下では、無線やテレビ放送だけでは情報収集の手段としては役に立たないものと認識しておこう。正確な情報を得るためには複数のメディアで確認することが望ましい。停電でも有効な手段としてポータブルラジオを備え、公共放送を聴けるようにする。情報の伝達や収集に関しては、避難所においても確認できる。また、家族の安否確認には、NTTの災害用伝言ダイヤル「171」や携帯電話を使ったサービスなども活用しよう。

\* 171(災害用伝言ダイヤル) - どこからでも使えます

\* 災害用伝言板サービス (au by KDDI、NTT DoCoMo、vodafone) - 携帯電話を使って安否情報を伝えられます。

\* 緊急防災行政無線：横浜市には設置されていません。

現在、地域防災拠点や地域医療救護拠点と区役所・市役所との間の情報受伝達手段としてデジタル移動無線システムが順次設置され始めています。

地震時の措置三原則      その場にあった身の安全  
すばやく火の始末  
となり近所の助け合い

## 青葉区の課題 帰宅困難者の対応

「横浜都民」といわれるように、青葉区の通勤・通学者の大半は東京都内へ通います。2月18日開催の「区民のつどい」でも「帰宅困難者」対応は大きな関心事でした。そこで都内の対策を千代田区防災課で聞いてきました。千代田区災害対策基本条例から、学んだことをみなさんにお伝えします。

### 1. 「帰宅困難者」の定義を明確にした千代田区

災害のために交通機関が全面的に途絶し、事業所のある勤務地から自宅までの距離が20km以上離れている方を「帰宅困難者」と定義し、千代田区では区内の事業所と

協力して対応策を決めている。

### 2. 事業継続のため社員は企業(事業者)が抱える！

企業(事業者)は、自宅に子供や高齢者、病弱者がいる場合に限り社員を帰宅させるが、それ以外は、原則、事業の継続者として企業(事業者)が抱えるとしている。そのため、企業も災害時に備えて、備蓄食糧や水を確保している。(東京・有楽町、富士見・飯田橋、四谷駅周辺、秋葉原駅周辺の4カ所に地域協力会を作っている。)

### 3. 「帰宅困難者」のために支援場所の提供

皇居外苑、北の丸公園、皇居東御苑、日比谷公園の4カ所を支援場所として提供し、ここで「水・食糧・携帯簡易トイレ」の支給が受けられる。観光や私用のために区内に居合わせた場合でも、同様の支援は受けられる。また、下水道に直結するトイレ設置も区内3カ所に用意する。

### 4. 「帰宅困難者」10カ条

- (1) あわてず騒がず、状況確認
- (2) 作っておこう帰宅地図
- (3) 机の中にチョコやキャラメル(簡易食料)
- (4) 事前に家族で話し合い(連絡方法や集合場所)
- (5) 安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
- (6) 歩いて帰る訓練を
- (7) 季節に応じた冷暖準備(かっぱ、携帯カイロ、タオルなど)
- (8) 声を掛け合い、助け合おう
- (9) 携帯ラジオをポケットに
- (10) ロッカーあけたらスニーカー(防災グッズ)

### 5. 千代田区脱出ルート

神奈川方面へは次のルートを周知している。

- (1) 第一京浜国道(R15)
- (2) 第二京浜国道(R1)
- (3) 中原街道
- (4) 玉川通り(R246)

\* 東京都では、これらの道路沿いの「都立学校、コンビニエンスストア、ガソリンスタンド」等を「帰宅支援ステーション」\*1として位置づけ、「水・トイレ・情報」提供。

\*1平成17年8月31日及び9月22日、コンビニエンスストア等フランチャイズチェーン13社と帰宅支援を内容とする協定を八都県市連名で締結しました。

\*2神奈川県、横浜市及び川崎市と神奈川県石油業協同組合の協定：地震等の災害時に交通の途絶により発生する帰宅困難者のうち、徒歩帰宅者をガソリンスタンドで支援します。

県内約1300箇所

